

瀬戸内国際芸術祭 2028 作品公募

第 2 回 質 疑 応 答

(2026 年 9 月 14 日締切分)

瀬戸内国際芸術祭実行委員会

【I. 公募一般について】

■ 募集内容について

Q 1 公募内容の「7. 自由提案」について、過去の芸術祭において「自由提案」として採択された作品やプロジェクトの事例を教えてくださいか？

A 1 「自由提案」は、従来の美術作品やイベントの形式にとらわれない新しい表現や、芸術祭の概念を拡張するような多様な視点からの提案を幅広く募るためのカテゴリーです。特定の固定された形態を想定しているものではないため、過去の個別事例の例示は行っておりません。

Q 2 音楽演奏、ワークショップ、サウンドインスタレーション、フィールドレコーディング、地域住民への聞き取り調査など、複数の表現手法や制作段階を組み合わせた複合的なアートプロジェクトを、1つのプランとして応募することは可能でしょうか？

A 2 可能です。展示、パフォーマンス、現地リサーチ、地域交流などを組み合わせ、ひとつのまとまったプロジェクトとして展開する提案も受け付けております。応募の際は、最も主眼を置く項目をカテゴリーから1つ選択し、提案書内に全体の構成、各要素の実施計画、スケジュール、予算計画を明記してください。

■ 提案対象場所について

Q 3 作品が写真であるため屋外での展示が難しく、屋内の古民家や空き家等での展示を考えています。対象エリアの中で、屋内で写真展示ができる場所や空き家等の物件について、応募前に候補地を教えてくださいか？

A 3 第1回質疑応答（A3・A5）でお示ししているとおり、応募前の段階で実行委員会から個別の空き家や施設等の候補物件を斡旋・情報提供することは行っておりません。屋内の空間条件を想定して企画書を作成・ご提案いただくことは可能です。採用後、作品のコンセプトや必要な空間条件等を踏まえ、実行委員会と協議の上で適切な展示場所を決定・調整いたします。

Q 4 公募作家が作品を展示できる美術館などの文化施設はあるのでしょうか？また、音響や照明を備えた舞台作品を上演するため、既存の劇場やホールを希望会場として指定することは可能ですか？

A 4 展示場所として事前に指定されている美術館や劇場等の施設はありません。（笠屋邸イベント提案を除く。）応募段階で劇場・ホール等の特定の施設や美術館を希望会場として記載いただくことは可能ですが、特定の施設での実施を事前に確約することはできません。採用にあたっては、作品内容や舞台設備条件を踏まえて、実行委員会と協議の上で会場を調整することになります。

Q 5 作品の実施場所について、応募者自身が特定の場所を指定して提案する形でしょうか？それとも、応募段階では複数の希望エリアや必要な空間条件を提示しておき、採択後に実行委員会からの提案や協議を経て最終決定する進め方でもよいでしょうか？

A 5 どちらの進め方でも問題ございません。応募時点で特定の場所を1か所に特定せず、候補となる島やエリアを複数提示した上で、作品に必要な環境・空間条件（広さ、設備、静粛性等）を企画書に明記してご提案いただけます。最終的な設置・上演場所は、採用にあたって、実行委員会との協議を経て決定いたします。

■ 応募資格について

Q 6 海外在住の作家で日本語を話せず、英語でのコミュニケーションも流暢ではありません。自ら翻訳ツールや通訳の手配を行う意思はありますが、語学力の不足が応募資格や審査に影響を与えることはありますか？

A 6 語学力のみを理由に応募資格が失われたり、審査で不利に扱われたりすることはありません。ただし、応募書類は公募要項に定めるとおり日本語または英語で作成・提出いただく必要があります。なお、採用された場合の実行委員会との連絡調整や現地での活動におけるコミュニケーション体制については、個別に相談・確認させていただきます。

■ 採用（制作補助費）について

Q 7 制作補助費の見積書に、応募作家本人への「アーティスト謝金（制作報酬）」を計上することは可能でしょうか？可能な場合、過去の計上事例や、金額の上限・割合の目安等がありますか？

A 7 応募者（作家本人）の企画・制作・現地作業等に対する謝金・制作報酬を見積書に計上することは可能です。ただし、計上できる金額や割合について一律の数値基準や過去事例の例示は行っておりません。事業全体として妥当かつ実現可能な予算計画となっているかを審査において総合的に判断いたします。

Q 8 制作補助費について、アーティスト出演料、音響機材費・オペレーション費、会場設営費、フィールドレコーディング費、現地調査費、交通費、宿泊費、記録撮影費、広報・印刷費、地域協働経費、日本国内での専門施工費、技術スタッフ人件費、機材レンタル費、電気・通信等のインフラ工事費、島への運搬費、会期中の維持管理費、撤去・処分費等は補助対象となりますか？また、実行委員会から別途支払われる費用はありますか？

A8 プランの制作・実施・撤去等に必要な経費であれば、ご質問にあるいずれの費目も見込額として見積書に計上いただいて問題ありません。ただし支給額は採用にあたって、提出された見積書および最終提案内容を踏まえて実行委員会が決定します。なお、決定された制作補助費の金額以外に、実行委員会から別途支払われる費用はありませんので、必要な経費はすべて見積書に含めてご提案ください。

Q9 制作補助費に加えて、作家が独自に官公庁、基金、民間財団等の外部助成金や企業協賛金を獲得し、作品制作の費用に充当することは可能でしょうか？また、助成金申請等に必要となる採択証明書や招聘状などの書類を実行委員会から発行してもらうことはできますか？

A9 個別作品に係る外部の助成金や協賛金等の活用については、芸術祭全体の助成・協賛・作品制作計画に影響するため、一概に充当が可能と判断することはできません。（採択証明書や推薦状等の書類発行についても同様です。）外部資金の活用を想定される場合は、自己判断せず、応募書類の予算書（収支計画）にその旨と詳細を記載して提案してください。採択された場合に個別にご相談いただくことになります。

Q10 公募要項に記載されている制作補助費の上限「約 250 万円」という金額は、消費税込みの金額でしょうか、それとも税抜きの金額でしょうか？

A10 消費税込みの金額です。

■ 提出物条件について

Q11 提出物「2. 経歴書・参考作品事例」について、英文の経歴書（CV）は A4 用紙 1/2 枚程度に収めることとされていますが、これは箇条書きではなく要約文で記述する想定でしょうか？また、過去作品などの参考画像もすべて A4 の 1/2 枚に縮小して収める必要がありますか？画像点数やレイアウトに制限はありますか？

A11 要項に定めている「日本語：400 字程度、英語：A4 用紙 1/2 枚程度」という分量は、経歴紹介が過度に長くなることを防ぎ、主要な実績を簡潔に把握するための目安です。記述形式は要約文でも、主な経歴・実績を抜粋した年代順リストでも構いません。ご自身の活動が簡潔に伝わる形式でまとめてください。また、この分量は文章に関する目安であり、画像を A4 の 1/2 サイズに収める必要はありません。1 ページに 1 枚ずつ配置しても、複数枚をレイアウトしても構いません。（枚数の制限はありません。）ただし、提出物「1. 作品提案書」と「2. 経歴書・参考作品事例などプランの参考になる資料」を合わせた全体で、印刷時 A4 サイズで合計 10 ページ以内、かつデータ容量合計 2GB 以内の提出物条件を満たすように構成してください。

■ 規定・条件について

Q12 応募点数の制限について「応募者1組につき3プランまで」とありますが、同一の人物が「個人名義で3プラン」応募し、さらに別の「グループ・共同制作の一員として3プラン」応募する（合計6プランに関与する）ことは可能でしょうか？

A12 個人応募とグループ（団体）応募は別枠として扱われますので、同一人物が個人名義で最大3プラン、グループ名義（構成員として参加）で最大3プランをそれぞれ応募いただくことは可能です。ただし、実質的に同一の作品案について名義を変えて重複応募することは認められません。また、プランごとに申請料（1プラン1,500円）が必要となります。

Q13 作品の展示期間について、春・夏・秋のすべての会期（通期117日間）ではなく、作品の特性や維持管理の観点から「春会期のみ」や「秋会期のみ」といった特定の会期を希望して提案することは可能でしょうか？また、複数の会期のうちいずれか（例えば春または秋）といった提案でもよいでしょうか？

A13 原則として、全会期開催会場（直島、豊島、女木島、男木島、小豆島、大島、犬島、高松港、宇野港）における常設的な作品は、春・夏・秋の3会期（計117日間）を通して良好な状態を維持・展示していただくことを前提としております。ただし、特定会期のみ開催されるエリア（春会期のみ：瀬戸大橋、志度・津田、引田／秋会期のみ：本島、高見島、粟島、伊吹島、宇多津）での提案や、イベント・パフォーマンス等の期間限定プログラムの場合は、希望する展示期間（特定の会期等）を提案書に明記してご応募ください。なお、最終的な展示場所および会期は、採用にあたって実行委員会が決定します。

Q14 屋外に作品を設置する場合、架台等を固定するために土壌へアンカースクリューを打ち込んだり穴あけ加工を行ったりすることは可能でしょうか？また、台風や強風、塩害等の自然環境に対する技術・安全基準や、既存の壁面・樹木等への施工に関する制限はありますか？

A14 会場となる島は瀬戸内海国立公園に指定されており、自然公園法をはじめとする関係法令の遵守が義務付けられています。また、土地や建物の所有者の承諾が得られない加工や、環境・景観に不可逆な損傷を与える施工は認められません。土壌へのアンカー固定や杭打ち等については、地中埋設物や土地の権利関係等に支障がなく、会期終了後に完全に原状復帰できる工法であれば提案可能です。また、屋外作品は台風、強風、豪雨、塩害等に耐えうる十分な構造安全性を確保していただく必要があります。具体的な施工方法・制限については、採用にあたって現地の状況を確認しながら個別に協議・調整します。

Q15 公募で採用された作品は、会期終了後にすべて撤去されるのでしょうか、それとも長期設置や恒久展示となる可能性もありますか？撤去や原状回復、海外返送、国内での廃棄処理等にかかる作業や費用負担はどのようにになりますか？

A15 公募要項のとおり、基本的には会期終了後に作品を撤去し、原状復帰していただくことになります。ただし、実行委員会の判断により、作家の了承を得た上で会期後も継続的に展示する場合もあります。撤去を行うか、あるいは継続展示とするか等の具体的な取り扱いについては、実行委員会との協議により決定します。なお、作家が作品の保管・持ち帰りを希望される場合の撤去・返送費用については、あらかじめ提案書の予算計画に含めてください。

Q16 電気設備や電子機器を使用する作品について、展示期間中の日常的な開閉館、電源のON/OFF、清掃、簡易な点検や再起動等について現地スタッフに協力してもらうことは可能でしょうか？また、機器トラブル等の緊急時に現地の技術者による対応や、一時的な公開休止に関する取り決めはありますか？

A16 会期中、各会場のスタッフやボランティアサポーターが会場の開閉館業務や日常的な見守り・簡易点検を行います。専門的な知識や技術、専属の管理・メンテナンスが必要な作品提案はできるだけ避けてください。作品の仕様上、専属的な管理や特別なメンテナンスが不可避となる場合は、作家側でどのように維持管理・運営体制を組むのかを具体的に提案書に明記してください。日常的な電源操作や簡易な再起動等については、事前に運用マニュアルをご提出いただき、実行委員会と合意できた範囲で現地スタッフが協力することは可能です。万が一、会期中に機器の故障等で展示が困難となった場合は、一時公開休止を含め、作家と連絡を取りながら対応を協議します。

Q17 サウンドインスタレーションや音楽プログラムを企画する場合、音量・騒音・近隣住民への配慮に関して芸術祭側で定められた基準や手続きはありますか？また、電源容量や騒音対策等の条件について採択後に協議することは可能ですか？

A17 一律の数値基準はありませんが、周辺住民の生活環境や近隣の既存展示作品への配慮が不可欠です。周囲に影響を及ぼすと考えられる音響演出を伴う提案を行う場合は、想定する音量規模、指向性、演奏時間帯、防音対策等を企画書に明記してください。採用にあたって、設置場所の近隣環境、電源容量、騒音対策等について関係者と協議の上で運用条件を決定します。

■ 審査について

Q18 1次審査（書類選考）を通過した後、2次審査（面接審査）までの現地調査やリサーチを踏まえて、1次審査時に提出した作品案の素材、規模、展示方法等を、コンセプトを維持しながら具体化・発展させることは可能でしょうか？

A18 可能です。1次審査で提案された基本的なコンセプトや骨子を維持していることを前提として、現地調査や実現可能性の検討を踏まえたプランの具体化、精緻化、発展的なブラッシュアップを行うことは問題ありません。2次審査の面接時に、ご説明ください。

■ 現地見学会について

Q19 現地見学会では、希望内容（写真展示等）に適した屋内の候補物件や、パフォーマンス作品の上演候補となり得る劇場・施設等についても具体的に案内してもらえますか？

A19 現地見学会では、対象エリアの地理的状況や地域の雰囲気把握していただきながら、行程の中で一部の候補地・候補施設などもご紹介する予定ですが、特定の公募提案に向けた個別の空き家内部や特定施設を網羅的に案内するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

■ 著作権等について

Q20 作品制作のプロセスで収集した地域の環境音、住民へのインタビュー音声、記録写真・映像等を、芸術祭終了後もオンライン等でアーカイブとして公開・活用することは可能でしょうか？
また、肖像権や個人情報の取り扱いに関するガイドラインはありますか？

A20 芸術祭での制作活動や成果物（環境音、インタビュー、写真・映像等）の事後公開やアーカイブ化については、地域住民のプライバシーや肖像権の保護、芸術祭の記録としての取り扱い等を含め、事前に実行委員会との協議が必要となります。

■ その他

Q21 海外アーティストに対して、言語対応、地域との連絡調整、施工、技術、輸送、行政手続き等、現地での制作や実施に関する事項を相談できる専任のコーディネーター窓口はありますか？

A21 採用された場合、制作担当スタッフと個別にご相談いただくことになります。

Q22 日本語が話せない海外在住のアーティストに代わり、日本国内の代理人（共同制作者、コーディネーター、ギャラリー等）が応募手続きや申請料の支払いを行うことは可能でしょうか？
また、2次審査の面接についても代理人のみで出席することは認められますか？

A22 応募手続きおよび申請料の支払いを代理人が行うことは可能です。応募フォームには作家本

人情報を入力していただき、代理人（連絡担当者）の情報や申請料の支払情報については、応募フォームの「備考」欄に明記してください。なお、第1回質疑応答（A16）に記載のとおり、2次審査（面接審査）は作家本人の出席が基本となります。海外在住等の理由で通訳やギャラリー担当者が同席することは可能ですが、代理人のみでの出席が認められるかどうかについては、個別事情に応じて1次審査通過時にご相談となります。

Q23 応募前のリサーチとして、応募者自身が現地を訪問し、地域住民、自治会、事業者等に聞き取りや取材を行うことは可能でしょうか？また、その際に「瀬戸内国際芸術祭 2028 への応募を検討している」と伝えても差し支えありませんか？開催前年から現地に入り関係構築を行うことも制作プロセスとして位置づけられますか？

A23 応募前の自主的な現地視察（風景や島内の環境確認等）を行っていただくこと自体は差し支えありません。ただし、応募前の段階で、地域住民、自治会、関係団体等に対して直接聞き取りや取材、接触を行うことは固くお控えください。応募検討者個人としての訪問であっても、地域の方々へ正式決定されたものであると誤解を与える可能性があり、地域の作品計画全体に混乱を生じさせる恐れがあります。地域との関係構築を伴う企画については、応募段階ではアイデアや想定としてご提案いただき、採択決定後に実行委員会を通じて正式に地域との調整を行っていただきます。なお、応募前の現地視察の段階で発生した交通費・宿泊費・調査費等の費用は制作補助費の対象には含まれず、すべて応募者の自己負担となります。

Q24 音楽プロジェクトの作品制作において地域住民に関わってもらう場合、住民に出演者ではなく、その土地の日常や地域の記憶を教えてもらう形で協力してもらうような形式について過去の芸術祭における地域連携事例を踏まえて相談することは可能ですか？また、実行委員会から自治会や地域団体への紹介・関係構築の協力を得られますか？

A24 前述の理由から、応募前の段階で実行委員会が地域団体等への個別の紹介・仲介を行うことはありません。地域との協働を伴うプロジェクトについては、採用された場合に、円滑な制作や交流が進むよう、実行委員会が地元自治会や関係機関との調整・相談に応じます。

Q25 ワークショップや音楽ライブ等のプログラムを有料（参加費の徴収）として提案することは可能でしょうか？その場合、料金設定や販売窓口のルール、および参加費収入を制作費・運営費に充当することについて取り決めはありますか？

A25 可能です。ただし、芸術祭全体の鑑賞パスポートとの整合性や会場受入体制を踏まえ、入場料・参加費の金額や販売方法は最終的に実行委員会が決定します。また、収益の配分や制作費へ

の充当等についても採用後に実行委員会との協議をもって決定します。応募段階では、想定する参加費と収支見込みを提案書に記載してください。

Q26 島での音楽イベントや夜間・早朝プログラムを行うにあたり、定期航路の最終便時間を超えて開催する場合、臨時便・増便・送迎船等の運航について実行委員会を通じて交通事業者と協議したり、手配を依頼したりすることは可能でしょうか？運航費用はどのように扱われますか？

A26 特定の公演に合わせた臨時便やチャーター船の運航については、航路事業者等との調整が必要となり、実現の可否や運航条件は状況によって大きく異なります。採用された場合に具体的な計画をもとにご相談いただく形となります。

Q27 日帰りで完結する基本プログラムに加えて、希望者向けに夜間や翌朝のプログラムを組み合わせる構成は可能でしょうか？その際、来場者が各自で島内の宿泊施設を予約・利用し、宿泊費をイベントの参加費や制作費とは別に扱うことは可能でしょうか？

A27 可能です。また、イベントの参加費とは別に来場者各自の手配による宿泊が必要となる形としていただくことも可能です。ただし、島内の宿泊施設の受入可能人数には限りがありますので、無理のない規模でご計画ください。

Q28 作品の制作・施工にあたり、基礎工事、構造物の固定、電気配線工事等が必要となる場合、日本国内・現地の有資格技術者や施工業者、または特殊機器の調達に協力してもらえる地元メーカーや大学研究室等を実行委員会から紹介・斡旋してもらうことは可能でしょうか？

A28 応募前の段階で、特定の施工業者や協力企業、大学研究室等を個別に紹介・斡旋することは公平性の観点から行っておりません。採用された場合、実行委員会が必要に応じて施工会社や関係機関等の情報提供・相談に応じます。

Q29 海外にある既存作品を一時借用して展示し、会期終了後に海外へ返還（再輸出）する場合、日本への一時輸入・通関手続き（輸入名義人の指定、関税・保証金等）や再輸出手続きの責任分担はどうなりますか？実行委員会側で輸入名義や通関手配を引き受けてもらえるのでしょうか？

A29 海外からの作品搬入・搬出にかかる国際輸送手配、通関手続き、輸出入手続き等については、原則として作家（応募者）自身の責任と費用（確定した制作補助費の範囲内、または自己資金）において実施していただきます。実行委員会が輸入名義人や通関の代理人を引き受けることは原則として行いません。

Q30 国際輸送中、現地施工中、展示期間中、撤去・返送中の美術品保険や賠償責任保険は誰が加入・負担しますか？また、台風や来場者起因による作品破損時の修復責任はどうなりますか？

A30 展示期間中の作品保険については実行委員会が負担します。ただし、国際輸送中や現地での制作・設置・撤去作業中の保険料等が必要な場合は、制作補助費に含めて提案してください。展示期間中の破損等に対する補償や修復責任の範囲については、加入する保険の適用基準に基づき、採用後の個別契約において定めます。

【Ⅱ. 引田エリア 笠屋邸イベント提案（募集内容 2-(2)）について】

Q1 笠屋邸の会場内には床に造られた光る常設作品がありますが、影絵等の演出のために上演中にこの照明を一時的に消灯（暗転）することは可能でしょうか？また、円形作品の上や周囲に客席を設けることはできますか？

A1 可能です。当該作品の照明をそのままにする形、作品の一時消灯を行う形、両方のご提案を受け付けております。（既存作品の一時消灯や演出上の活用について、提案段階での制限はありません。）しかし、円形部分はガラスとなっているため、その上に客席を設置することは、その材質により、可否が分かります。空間の利用範囲、観客の配置・動線等を含め、1次審査通過後に実施される審査公演の調整過程で個別に協議いたします。

Q2 笠屋邸には常設の舞台・音響・照明機材がないとのことですが、テーブル、平台、椅子、客席など、公演時に利用可能な基本的な備品はありますか？

A2 現地には、公演用の舞台・音響・照明設備のほか、平台やテーブル、常設の客席などの備品は常備されておられません。なお、栈敷やパイプ椅子については数に限りはありますが、現地にご用意がございます。そのほか上演に必要な機材や客席用備品等については、基本的に応募者側で手配・計画いただく必要があります。

Q3 公演本番前の数日間、現地入りして会場の特性を作品に取り入れる制作作業（現地稽古・空間調整等）を行うことは可能ですか？

A3 作品として展示している建物であるため、公開時間外の制作は可能ですが、具体的な時間についてはご相談となります。本番前の現地稽古や仕込み期間を想定されている場合は、作品提案書の制作スケジュールにその旨を明記してください。採用後、会場の利用可能日程や受入環境を踏まえて個別に調整いたします。

Q4 笠屋邸において入場料を設定した公演とする場合、1公演あたり何人程度の観客を想定さ

れていますか？また、想定される上演日数・公演回数や、入場料について目安や条件はありますか？

A4 笠屋邸での公演について、現時点での想定客数は1公演あたり50-70名程度、引田エリアの開催期（春会期）中の上演回数は1～2回程度を想定しております。具体的な入場料設定や上演スケジュール、予約・販売方法については、1次審査通過後の審査公演および採用後の協議の中で決定いたします。提案段階では、ご自身が想定する客数・回数・料金設定に基づいた収支計画をご提案ください。

Q5 引田エリア笠屋邸の人形劇・影絵パフォーマンスにおいて、1次審査通過者に対して実施される「審査公演（2次審査）」にかかる費用（交通費・機材運搬費等）は、実行委員会と提案者間でどのように負担分担されるのでしょうか？現時点で目安等がありますか？

A5 募集要項に記載のとおり、笠屋邸での審査公演にかかる費用条件は通常の制作補助費とは異なります。審査公演に係る実費程度を想定していますが、具体的な条件や補助範囲については、1次審査（書類選考）を通過した対象者に対して、詳細をご案内・ご相談いたします。

Q6 人形劇・影絵パフォーマンスのような上演形式の作品において、公募要項に「採用作品の所有権は実行委員会に帰属する」とありますが、脚本、演出、音楽、人形等の造形物、記録映像のうち何が対象となるのでしょうか？また、会期終了後に他の芸術祭や自主公演等で本作品を再演することは制限されますか？実行委員会が作品を無断で再演・改変する権利を持つことはありますか？

A6 公募要項における作品の所有権の規定は有形の作品等を対象としたものであり、イベント・パフォーマンス等の無形の演目自体には適用されません（対象外となります）。また、再演については実行委員会の承諾を前提として、これを妨げることは基本的に想定しておりません。なお、実行委員会が作品を無断で再演・改変する権利を持つことはありません。詳細は採用にあたって、個別の協議及び契約において確認させていただきます。